

(※1)	ただし、当該退職日から遡って5年以内に既に2回(令和2年10月1日以後の場合に限ります)につき、正当な理由なく自己都合により退職し求職の申込みをした場合には、当該退職日に係る給付制限については3か月となります。つまり、当該2回までの退職日に係る給付制限は原則2か月になるわけです。➤下記「給付制限期間」が2か月に短縮されます～令和2年10月1日から適用～(厚生労働省ホームページより引用(XPDF添付)をご参照下さい)➤さらに、令和7年4月1日からは、「通達」の改正により、原則の給付制限期間を上記の2か月から1か月へ短縮する措置が講じられています。従って、当該退職日が令和7年3月31日以前である場合の給付制限期間は2か月となります。 その他、当該給付制限が解除される場合の事由が追加されています。弊サイトサイドバーをご覧ください。
(※2)	受給資格の決定を受けた者(令和7年4月1日以後に正当な理由なく自己都合により退職した場合に限る)が待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限を行わないものとされています。なお、令和7年3月31日以前に正当な理由なく自己都合により退職した者が受給資格の決定を受け、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限期間は1か月にするものとされています。また、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合及び当該退職日から遡って5年間のうちに2回以上、正当な理由なく自己都合により退職(令和2年10月1日以後のものに限る)した場合で、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、2か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限の期間を1か月にするものとされています。 ➤当該注釈については、「雇用保険に関する業務取扱要領(令和7年4月1日以降)(一般求職者に対する求職者給付)」P292～293において、その詳細が記載されています。ご参照下さい。

「給付制限期間」が2か月に短縮されます
～令和2年10月1日から適用～

令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます

受給資格取得後2か月以上経過し、かつ給付制限期間中に雇用保険の受給資格を喪失する場合は、給付制限期間が2か月に短縮されます

給付制限期間のイメージ

<特定受給資格者の場合及び特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数>

有-① の場合	区分	被保険者であった 期間	1年以上 5年以上 10年以上 20年以上				
			1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
	30歳未満	90日		90日	120日	180日	—
	30歳以上35歳未満			120日 (90日(※補足2))	180日	210日	240日
	35歳以上45歳未満			150日 (90日(※補足2))		240日	270日
	45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
	60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

※補足2➤受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数になります。

注:特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数が優遇(90日から150日➢90日から330日)される措置(暫定)は令和4年3月31日までに当該受給資格に係る離職の日がある場合に適用されることになっていましたが、その後、当該暫定措置は3年延長(令和7年3月31日まで)され、さらに2年延長(令和9年3月31日まで)されています。

<一般受給資格者の場合の所定給付日数>

無-② の場合	区分	被保険者であった 期間	1年以上 5年以上 10年以上 20年以上				
			1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
	全年齢		—	90日	120日	150日	150日